

邑楽町議会傍聴規則

(昭和五十七年十二月二十七日議会規則第二号)

改正 平成一五年 二月一二日議会規則第一号

(目的)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十条第三項の規定に基づき、傍聴に
し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分する。ただし、傍聴席の関係により当分の間これを区分しない
ものとする。

(傍聴の手続)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければ
ならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体であるときは、その団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名
及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び邑楽町職員で議長から傍聴証の交付を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、これを係員
に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第四条 傍聴証は、会期ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第五条 傍聴人の定数は、三十人とする。

(議場への入場禁止)

第六条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第七条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
 - 二 旗、のぼり、プラカード、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、笛、ラッパ、太鼓、ヘルメットその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者、又は、着用している者
 - 三 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機等を携帯している者
 - 四 酒気を帯びていると認められる者
 - 五 異様な服装をしている者
 - 六 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、傍聴人に対し係員をして前項第一号から第三号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- (傍聴人の守るべき事項)
- 第八条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 二 議論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
 - 三 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - 四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

六 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
(写真、映画等の撮影及び録音禁止)

第九条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第十条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十一条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 邑楽町議会傍聴人取締規則(昭和三十年規則第十四号)は、廃止する。

附 則 (平成一五年会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。